

Title	「国際社会学」の原点に立ち戻って
Sub Title	
Author	石井, 由香(Ishii, Yuka)
Publisher	三田社会学会
Publication year	2010
Jtitle	三田社会学 (Mita journal of sociology). No.15 (2010. 7) ,p.91- 93
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	特集2: 「国際社会学」の到達点
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA11358103-20100700-0091

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

「国際社会学」の原点に立ち戻って

石井 由香

シンポジウム『「国際社会学」の到達点』は、日本における国際社会学の歩みを振り返り、これからの課題を考えるべく企画され、筆者は塩原良和、木村真希子両氏の御報告について、当日コメントをさせていただく機会を得た。以下、御報告内容のなかで要点であると筆者に思われた部分と、それに対するコメントを簡単に述べたい。

塩原報告『「国際社会学」を問い直す—多文化主義研究の視座から』では、オーストラリアの多文化主義研究においてすぐれた業績をあげられている塩原氏が、これまでの国際社会学の問題点を指摘している。それは、国民国家の「相対化」という基本的な問題意識を持つ国際社会学が、結局のところ「秩序」ある国民国家の存在を前提として調査・分析をしてしまっているという逆説的な状況である。このことによる問題は、①第三世界諸国など、そもそも「秩序」を前提とすることが難しい社会の分析への限界、②国民国家におけるマイノリティの存在を結局のところ「秩序」における「問題」として扱ってしまう傾向、③②との関連で、国際社会学研究者の研究と実践の間に乖離が生まれることによる研究のポジショナリティへの理論的取り組みの不十分さの生成、であるという。国際社会学の問題意識という原点に立ち戻って考えるという、意欲的な問題提起である。

木村報告「辺境から見た国際社会学の可能性」は、塩原報告の①の問題提起と関連し、報告者自身の南アジア（インド北東部）研究を基礎として国際社会学の可能性を論じている。アッサムにおける反外国人運動を事例として、植民地主義への異議申し立て、宗教／民族「暴動」の分析対象としての重要性、および「普通の人びと」へのまなざしを含む制度化されていない部分を分析することの意義について述べたものである。

筆者は、マレーシアを中心に発展途上国・社会研究を行っており、塩原氏が提起され、木村氏が詳細に述べられた①の問題に関しては同意するところがある。国際社会学はそもそも従来の「社会学」が前提としていた先進国中心の社会分析の枠組みをグローバルな視野を持って問い直す試みであったはずだが、その問題意識から離れて、結局のところ先進国中心の問い直しの議論が依然として目立つことは（少なくとも日本における研究状況では）事実であろう。

発展途上国・社会の研究は、多くの場合には、それ以前の現地支配層による支配の形態や住民の生活、植民地宗主国により作られた「秩序」の問い直しから始まる。国家建設においては、「統合」された国民国家を目指す中央政府の動きと、それに対抗する（もしくは中央政府における主要ポジションで取って代わりたい）地域主義、マイノリティのせめぎ合いが常にあり、「国民国家」は常に「目標」でしかない。しかも、歴史のどの時点においても、国家統一を「達

成した」とは中央政府は考えない。現在では、グローバリゼーションという国家を揺さぶる動きのなかで、国家以外のアクターの国境を越える動きの影響にも目を配る必要がある。発展途上国・社会の研究は、必然的に先進国・社会との関係を捨象することはありえず、「近代化」を伴う国家建設における「秩序」構築をめぐるダイナミズムを問うものであり、しかもグローバリゼーションの時代において、単なる先進国・社会との二項対立では分析ができない事象をも対象に入れることを求められている。

国際社会学と銘打つ研究に意外に発展途上国・社会の研究が少ないことは残念な話である。しかし、国際社会学と限定しなければ、こうした視点を持つ発展途上国・社会の研究は、日本でも政治学、文化人類学、地理学、歴史学などで、また社会学の他の分野でも行われている。必要なことは、研究者の分野を越えた「越境」と「交流」であり、国際社会学の側からすれば、国際社会学の基本認識のなかで、考察する地域を拡大し、インターディシプリナリーな視点をさらに取りこんでいくことであろう。いわば、「拡大国際社会学」とでもいうべき研究上の視点が必要だということである。そこにおいては、国際社会学のなかで重要な領域であると指摘される地域研究との関連(梶田 1996: 9-11)が再度問われるべきであると筆者は考えるが、この点は、木村氏にさらに幅広い考察を期待したいと思う。

②、③の国民国家の自明性と研究のポジショナリティという問題提起に関しては、マイノリティの社会的公正に向けた実践志向を持つ国際社会学研究者による国民国家の自明性への異議申し立てから、具体的にどのような社会像が想定され得るのだろうかとの疑問を抱いた。オーストラリア、日本の状況については、筆者も近年研究を進めており、これは重要な論点であると認識している。塩原氏は多文化主義を事例として取りあげているが、多文化主義がホスト社会の政治指導者たちによる多様性の管理の言説として使われていることは一つの現実であり、この意味では、既存の「秩序」はすでに存在している。『『実践』の論理としての多文化主義の可能性を問う』ことは、この既存の「秩序」におけるマイノリティの位置づけへの異議申し立ての可能性を問うことであろうが、「マイノリティの社会公正を支持しつつも『国民秩序』とのバランスをとるといふ解決策」ではない「解決策」とはいったいどのようなものなのだろうか。マイノリティとホスト社会の間の新たな「国民秩序」を作り上げる実践を行うということなのか、それとも、「国家」という枠組みそのものがすでに可能性を失っており、国家を基礎としない形での社会公正を目指すということなのか。であればいずれにしてもそれはどのような形をとるのか。

結局のところ、バランス論を越えるという主張をするのであるならば、問われるのはそこで描かれる社会像なのであると思う。バランス論は、既存の「国民秩序」のなかにおける改良主義的な志向性であり、マジョリティにとって都合のよい体制を維持するだけのものになる方向性を持つ一方で、マイノリティにとって実行可能な方策を考える上で取りうる現実的で「穏やかな」手段の一つである。であればこそ、研究者の関心を引くということもあってはならないか。もちろん、バランス論では不十分な部分が多々あることは確かである。しかし、対案として出

されるものが、「実践」に基づいて、というだけでは、結局は既存の「国民秩序」に「取り込まれて」終わることになるのではないだろうか。新しい社会像をどのように構築するのか、さらに御意見を聞かせていただければと思った次第である。

最後に、今回のシンポジウムから、通常のシンポジウムとは趣が異なる知的刺激を受けたことを付記しておきたい。学問の一つの分野の歴史を個人的体験のみから考えることは慎まねばならないが、今回のシンポジウムでは、報告者の御二人は私よりも一回り若い新進気鋭の研究者であり、コメンテータの小井土彰宏氏は私よりも先輩で、「国際社会学」創成期の状況をより詳細に御存知の研究者であるといったように、研究・教育経験という点からも歴史的な視点を持って討論を行うことができる構成になっていた。フロアからのコメントも、それぞれの参加者の「国際社会学」が垣間見えるものが多く、改めて「国際社会学」を問い直す契機となっていたと思う。貴重な場に呼んでいただいたことを心より感謝したい。

【引用文献】

梶田孝道，1996「国際社会学とは何か」梶田孝道編『国際社会学[第2版]—国家を超える現象をどうとらえるか』名古屋大学出版会，1-26.

(いしい ゆか 立命館アジア太平洋大学アジア太平洋学部)